

公 告 第 55 号
令和 8 年 10 月 14 日
J A S T 健康保険組合
理事長 平林 卓

組合規約一部変更について

J A S T 健康保険組合の規約を別添のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき公告いたします。

記

変更理由

令和 7 年 1 2 月 5 日に成立した「医療法等の一部を改正する法律」により、令和 8 年 1 0 月 1 日から「社会保険診療報酬支払基金」の名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更となったため改訂を行いました。

以上

新旧対照表

新	旧
第1条～第45条 略	第1条～第45条 略
(会計年度所属区分)	(会計年度所属区分)
第46条 略	第46条 略
2 支出の会計年度所属は、次の各号による。	2 支出の会計年度所属は、次の各号による。
(1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構を経由するもの)にあっては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構とする。)がその請求を受理した日の属する年度	(1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合(社会保険診療報酬支払基金を経由するもの)にあっては、支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度
第47条 略	第47条 略
(準備金の保有方法)	(準備金の保有方法)
第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。	第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略
(9) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構への委託金	(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
(10)～(11) 略	(10)～(11) 略
第49条～第60条 略	第49条～第60条 略
附則	
この規約は令和8年10月1日から施行する。(第46条、第48条)	